

平成28年1月14日

発行：山梨産業保健総合支援センター

【年頭所感】

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

「山梨産業保健総合支援センター」として二年目の春を迎えました。
ひとえに皆様方の御支援によるものであると職員一同、厚く御礼申し上げます。

今年を実質的にストレスチェック制度が実施される年です。
従来の健康診断は身体的変化を客観的に評価することで健康体であるか否かを判断してききましたが、近年 何らかのストレスや不満を感じている勤労者が6割程度となり「こころ」のケアに対して憂慮されていたところでした。
精神的ストレスのスクリーニング（ふるい分け）を実施する事によって、早期に気づき、その傾向と評価を適切な対応措置をとることが疾病予防につながる事を目的とします。
私的には集団解析が可能であれば職場の健康度もしくはその事業所の健康度を検証することによって個人の健康保持は基より事業所単位の健康保持につながる事を期待します。

暖冬の続く中、地球全体の温暖化が憂慮され温熱対策についても尚一層の点検と見直しが必要になると推察されます。
身体的・精神的・社会的に健康で過ごし「生きがい」「働きがい」をもって快適職場の形成に一人一人共有した認識をもって安全に安心して働ける事を祈念申し上げます。

山梨産業保健総合支援センター 所長 高橋 英 尚



山梨産業保健総合支援センターでは、健康で安心して働ける職場づくりを支援するため産業保健関係者等からの専門的相談や研修・セミナーの日程、有用な情報提供等についてホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて提供しています。当メールマガジンは、月1回程度、利用者の皆様にお届けしております。

☆メールマガジンの登録（無料）は、下記によりお申込みください！
※<http://www.sanpo19.jp/modules/inquiry/index.php?op=2>

目 次

- 【1】 研修会・セミナー
- 【2】 産業保健トピックス
- 【3】 アラカルト
- 【4】 産業保健相談員の窓
- 【5】 図書・研修用機器の貸出
- 【6】 新着図書のご案内
- 【7】 ご相談・ご質問コーナー
- 【8】 編集後記

【1】研修会・セミナー

◇当支援センターの平成28年3月までの研修は次のとおりです。
参加ご希望の方は、各研修の欄に添付してありますアドレスからホームページにアクセスし、お申し込みください。なお、受講は無料です。

※認定産業医の単位が確定しましたのでご確認ください。

【1-A】一般研修

☆「がんと就労支援に関するセミナー～がん患者の就労支援の実際～」
内 容 就労可能ながん患者やがん経験者が復帰や働き続けることができるよう、職場におけるがん患者等への理解の促進や相談支援体制についてわかりやすく説明します。
日 時 平成28年1月27日（水）午後2時～午後4時
講 師 秀村 晃生（関東労災病院第三外科部長兼両立支援部長）
会 場 びゅあ総合 大研修室（甲府市朝気1-2-2）
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=641>

☆「メンタル障害者と治療の実際～症例を通して～」
内 容 メンタル障害に対する正確な知識と具体的な事例を通じ、職場におけるメンタルヘルスケアの重要性等について解説します。援助者等ができるだけ実際の業務に応用できる内容となっています。
日 時 平成28年2月2日（火）午後2時～午後4時
講 師 篠原 学（産業保健相談員・山梨大学 保健管理センター 准教授）
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 生涯・実地3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=643>

【1-B】衛生管理者レベルアップ研修155～158

★「過重労働による健康障害防止対策」155
内 容 長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。ついては、過重労働による健康障害防止策について学んでいただきます。
日 時 平成28年1月20日（水）午後2時～午後4時
講 師 篠原 敦（山梨労働局 監督課 主任労働基準監察監督官）
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 生涯・更新3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=640>

★「安全衛生委員会の進め方（事例検討を含む）」156
内 容 安全衛生管理者は選任されたけれど、安全衛生委員会で何をしたらいいかわからない。毎月の委員会のテーマが見つからない、委員会が活性化しないな

山梨メールマガジン第86号
どという悩みを解決すべく、安全衛生委員会の進め方について解説します。
日時 平成28年2月19日(金)午後2時～午後4時
講師 森 博幸 (産業保健相談員・森労働衛生コンサルタント事務所 所長)
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=646>

★「化学物質のリスクアセスメント研修」157

①改正労働安全衛生法「化学物質のリスクアセスメント」について
②リスクアセスメント手法について
内容 労働安全衛生法の改正により化学物質についてのリスクアセスメントの実施が義務化され、平成28年6月までに施行されますが、化学物質のリスクアセスメントの実施方法等について説明します。
日時 平成28年2月25日(木)午後2時～午後4時
講師 ①井原 誠 (山梨労働局 健康安全課 課長補佐)
②望月 明彦 (産業保健相談員・山梨厚生病院・予防医学センター 副所長)
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 生涯・更新3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=647>

★「衛生管理者としての心構え(安全衛生委員会・産業医・法解釈等)」158

内容 衛生管理者としての心構え、そしてその職務内容を確実に身に付けていただくことを目的に開設します。
日時 平成28年3月1日(火)午後2時～午後4時
講師 森 博幸 (産業保健相談員・森労働衛生コンサルタント事務所 所長)
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=648>

【1-C】職場のメンタルヘルス相談員のためのステップアップ研修(4回シリーズ)

☆職場のメンタルヘルス相談員のためのステップアップ研修Ⅲ-③④

内容 職場でのメンタルヘルスの相談に携わっている方々を対象によりステップアップした技量の習得を目指し、事例を基に検討します。様々なケースによる「相談対応力の強化」に着目し、メンタルヘルスケア推進のための相談対応の実践力を習得していただきます。

日時 Ⅲ期 3回目 平成28年2月10日(水)午後2時～午後4時30分
4回目 平成28年3月9日(水)午後2時～午後4時30分

講師 菅 弘康 (産業保健相談員・すげ臨床心理相談室所長 臨床心理士)
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 生涯・実地3単位
※原則4回受講ですが個別でも受講可

(2月10日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=644>

(3月9日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=649>

【1-D】産業カウンセリング研修（4回シリーズ）

☆今年度は終了いたしました。

【1-E】産業保健スタッフ研修

☆設定はありません。

【1-F】ストレスチェックと面接指導研修

★内 容 ストレスチェック及び面接指導の実施方法と留意点や保健指導・健康相談の体制整備等について学んでいただきます。（マニュアルの解説）
日 時 平成28年2月16日（火）午後2時～午後4時
講 師 塚原 正明（産業保健相談員・特定社会保険労務士）
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
定 員 30名
認定単位 認定産業医研修 生涯・更新3単位

※定員に達したため受付を終了しました。多数の申し込みをありがとうございました。以降、キャンセル待ちとなります。キャンセルが出次第順番にご案内させていただきます。

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=645>

★内 容 高ストレス者の面接指導に関するマニュアルを基に、医師が面接指導の結果に基づいて作成する報告書・意見書の様式例とその記載例及び報告書・意見書の作成の流れなどについてわかり易く解説します。
日 時 平成28年3月10日（木）午後7時～午後9時
講 師 大芝 玄（産業保健相談員・大芝医院 院長）
会 場 山梨県医師会館 2階 講堂
対象者 医師
定 員 60名
認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=650>

【2】産業保健トピックス

■ストレスチェック制度関係の情報（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

事業者向けに「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の配布を開始

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104425.html>

医師向けの面接指導マニュアルはこちら

山梨メールマガジン第86号

なお、平成28年3月10日に医師を対象に当センターで研修を開催します。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/manual.html>

看護師・精神保健福祉士に対する研修（実施者になるために必要な研修）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150601-1.pdf>

■マイナンバー制度の開始に伴い労災保険のパンフレットが改訂されました。

なお、改正されているのは主に「年金」等の請求手続きです。

・労災保険における傷病が「治ったとき」とは

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217383>

・二次健康診断等給付の請求手続

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217385>

・遺族(補償)給付 葬祭(葬祭給付)の請求手続

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217387>

・障害(補償)給付の請求手続

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217389>

・休業(補償)給付 傷病(補償)年金の請求手続

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217391>

・療養(補償)給付の請求手続

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217393>

・請求(申請)のできる保険給付等

～全ての被災労働者・ご遺族が必要な保険給付等を確実に受けられるために～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=217395>

【3】アラカルト

◆健康寿命が男女とも山梨県が全国第1位となりました！

厚生労働省は昨年の12月24日に開催されました厚生科学審議会健康日本21(第二次)推進専門委員会において、平成25年の都道府県別健康寿命を公表しました。

<http://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/kenko-zsn/2701/kenkoujyumyo.html>

◆一生のうちのがんになる人は2人に1人。

～がん患者の就労支援について理解を深めてはいかがでしょうか～

がんは、国民の2人に1人が生涯でかかる可能性のある病気である一方、その生存率も確実に改善してきていることから、がんを経験しながらも、いかに自分らしく誇りをもって働ける社会を構築できるかが問われています。

当支援センターでは、がんに関心した労働者が自分らしくいきいきと働いたことができるよう、職場におけるがん患者等への理解の促進や相談支援体制についてのセミナーを開催します。

詳細については、【1】研修会・セミナーのお知らせをご覧ください。

【4】産業保健相談員の窓

今回はお休みです

【5】図書・研修用機器の貸出

当センターでは、産業保健をはじめとした図書・研修用機器等について無料で貸出を行っています。

初めてご利用になる方は利用者登録が必要になりますので、身分証明書（運転免許証等）、名刺をご持参の上、当センターで手続きをお願いします。

所蔵リスト・検索等については下記のアドレスからアクセスしてください。
http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content_id=1

※ビデオ・DVDにつきましては、平成21年12月17日をもって貸出を終了いたしました。当センター内での視聴は可能ですので、お気軽にお越しください。

【6】新着図書のご案内

●最近の新着図書

産業心理学

【07-0158】～【07-0162】嘱託産業医のためのストレスチェック実務Q&A
ストレスチェック実務Q&A編集委員会 編

新規登録、貸出はこちらから

http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content_id=1

【7】ご相談・ご質問コーナー

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

お問合せ・相談申込窓口

<http://www.sanpo19.jp/modules/inquiry/index.php?op=0>

◇+◇

☆☆寄せられた質問から☆☆

【質問1】

医療法人で産業医を選任する際に、産業医資格を有する理事長若しくは勤務医師を選任することは可能か？

【回答】

理事長を選任することは違法ではありませんが好ましくなく改善すべきとされています。勤務医師の場合は、下記通知の「事業者に相当する者」でない限り差支えないこととなります。

山梨メールマガジン第86号

ご質問の件については、先の国会において質疑があり、厚生労働大臣から「兼務は違法ではないが、職務遂行が不適切な実態があれば指導すること、兼務や職務遂行の実態について調査すること」と答弁されています。

これを受け、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から「産業医の選任の改善について」（平成27年10月30日付け基安発1030第1号～第4号）が発出されています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000103898.pdf>

この中で、次のように記載されています。

「以下の役職にある者を産業医として選任することは、そもそも適切でなく、選任している場合は早期に改善する必要がある旨の注意喚起を行ったので、御了知 ありたい。

- ①法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）
（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉の理事長
- ②事業場においてその実施を 総括 管理する者（事業場代表）
（例）病院又は診療所の長、老人福祉施設の施設長」

【質問2】

高ストレス労働者の面接を行う場合、産業医の資格を有する理事長もしくは産業医の資格を有する勤務医師が、面接指導をしても宜しいでしょうか？

【回答2】

下記「Q&A 6-5」後段のとおり、面接指導であれば法令上、問題はありません。ただし、面接指導時に労働者が理事長に正直に質問に回答できることが肝心と思います。

「Q&A 6-5」

Q 病院長がストレスチェックの実施者となることや、面接指導を実施することは可能でしょうか。なれない場合は、誰が実施すればよろしいのでしょうか。

A 病院長は一般的に人事権を持っていると考えられるので、ストレスチェックの実施者にはなれません。このため、人事権を持っていない、他の医師や保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士から実施者を選ぶことになります。

一方、面接指導の実施については医師であれば制限はしていませんので、病院長が携わることは、法令上、問題はありません。

ただし、病院長が面接指導の実施者になることにより、労働者が申出を躊躇したり、適切な事後措置がなされないおそれがあるような場合には、制度の趣旨に合致しないこととなるので、適切な運用がなされるように面接指導を実施する医師を選定していただきたいと思えます。

（Q&Aのアドレス）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf>

【8】編集後記

昨年は、厚生労働省が12次防の災害減少目標達成をめざし「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を開始したことを受け、当センターでも「転倒予防セミナー」を3回実施しました。

内容は、加齢や運動不足に伴う身体能力低下を防止する体操などの対策でした。プロジェクト推進により全国的に「転倒災害」が2.76%減少（11月の速報値対前年比較）

と減少、山梨県でも減少したと聞いています。

この結果を受けてと思いますが、今後は、通年で「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進するようです。

厚労省ホームページの「職場の安全サイト」に専用ページができています。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

この中に「身体的能力のセルフチェック」という5つの運動能力テストが書かれていますが、自分自身のこととして読んでみたところ、テストするまでもなくハイリスク高年齢労働者

山梨メールマガジン第86号

働者とわかるので、今年中に、このテストでローリスク高年齢労働者になるべく努力したい
と思いました。

(助松行夫)

配信の解除を希望される方は下記のアドレスからご連絡ください。
yamanashi@sanpo19.jp

【発行】独立行政法人 労働者健康福祉機構
山梨産業保健総合支援センター

【住所】〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階
【TEL】055(220)7020 【FAX】055(220)7021
【E-mail】yamanashi@sanpo19.jp 【URL】<http://www.sanpo19.jp/>
